

四街道市若者結婚応援給付金支給要綱

(趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受ける中で、新規に婚姻した世帯への経済的な支援を行うため、予算の範囲内において、この要綱に基づき、四街道市若者結婚応援給付金（以下「給付金」という。）を支給する。

(定義)

第2条 この要綱において、「新婚世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する夫婦のことをいう。

- (1) 令和2年3月1日から令和2年12月31日までの間に婚姻届を提出し受理された、婚姻日においてともに年齢が34歳以下の夫婦の世帯。
- (2) 令和2年3月1日から令和2年12月31日までの間に結婚式を予約していたが新型コロナウイルス感染症の影響により結婚式を中止または延期を決定した、結婚式の予約日においてともに年齢が34歳以下の夫婦の世帯。

(給付対象世帯)

第3条 給付金の給付の対象となる新婚世帯（以下「給付対象世帯」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす世帯とする。

- (1) 夫婦ともに市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 給付対象世帯に四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団員を含まないこと。
- (3) 夫婦ともに過去にこの制度に基づく給付金の支給を受けていないこと。

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、給付対象世帯1世帯につき5万円とする。

- 2 給付対象世帯のうち、第2条第1号及び第2号に該当する世帯にあつては、前項の額に5万円を加える。

(申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四街道市若者結婚応援給付金申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻を証明する書類（戸籍謄本又は婚姻届受理証明書）
 - (2) 申請者及び配偶者の本人確認書類の写し
 - (3) 結婚式を中止または延期したことがわかる書類（結婚式を中止または延期した場合に限る）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請書の提出は、令和3年2月1日までに行うものとする。

(給付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、四街道市若者結婚応援給付金支給決定・却下通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第7条 市長は、前条の規定による決定の通知をしたときは、速やかに申請者または配偶者名義の口座に振り込むことにより給付金を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支給決定を受けた者(以下「受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正行為によって給付金の支給決定を受けたとき。

(2) この要綱に定める給付金の支給の要件を欠くに至ったとき。

2 市長は、前項の規定により給付金の支給決定を取り消すときは、四街道市若者結婚応援給付金支給決定取消通知書(様式第3号)により受給者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、既に給付金を支給しているときは、期限を定めて当該給付金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、四街道市若者結婚応援給付金返還命令書(様式第4号)により行うものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に給付金の申請をした場合にあつては、なお従前の例による。

3 改正前の第6条の規定により給付金支給決定を受け、かつ、改正前の第4条第2項の規定による給付金の上乗せ支給を受けていない夫婦の世帯であつて、第2条第2号に該当する場合は、第3条第3号及び第4条第2項の規定は適用しない。なお、施行日以後にこの制度に基づく給付金の支給を受けた夫婦の世帯にあつてはこの限りではない。

4 前項の規定により給付金の支給を受けようとする者は、第5条第1項第1号に定める書類を省略することができる。